

福島市外に滞在・避難されている皆様へ

## 2月8日(日) 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

2月8日(日)は、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。  
大切な一票を無駄にせず、必ず投票しましょう。投票する方法について、下記の通りご案内します。

【問い合わせ】 福島市選挙管理委員会事務局  
〒960-8601 福島市五老内町3番1号  
☎024-525-3777



福島市ホームページ

### 投票日当日および期日前投票期間に、福島市に戻れない場合

#### 投票方法1 不在者投票

出張や旅行、避難などで市外に滞在中の場合は、滞在先の選挙管理委員会で投票ができます。

##### 【投票までの手順】

① 投票用紙等を請求するため、宣誓書（請求書）を作成し、福島市選挙管理委員会へ郵送又は持参します。

※ ファクシミリや電子メールによる請求はできません。

※ 宣誓書（請求書）用紙は、市のホームページから入手できます。

マイナンバーカードをお持ちの場合、スマートフォンまたはパソコンを

活用して、オンラインで申請ができます。（パソコンはカードリーダー等必要）

※ 請求後は、投票用紙等を返還しないと期日前投票や当日投票ができません。

② 提出書類の審査後、投票用紙等が滞在先住所に郵送されます。

オンライン申請

※ それぞれの投票で不在者投票期間が異なるため、投票用紙は下記の予定でお送りいたします。  
(レターパックプラス(対面受け取り))

・1月31日(土)までに申請→2月1日(日)を目安に郵送  
・2月1日(日)以降に申請→審査後直ちに郵送

※ 開封すると無効になる封筒が入っていますので、十分ご注意ください。

③ 投票日前日までに、滞在先の市町村選挙管理委員会に投票用紙等を持参し、投票します。

・期間 衆議院議員総選挙 1月28日(水)～2月7日(土)

国民審査 2月1日(日)～2月7日(土)

※ 衆議院議員総選挙と国民審査の不在者投票開始時期が異なるため、2月1日(日)  
以降でないと、両方の投票を行えませんので注意してください。

投票場所などについては、滞在先市町村選挙管理委員会へお尋ねください。

④ 投票した投票用紙等は、福島市選挙管理委員会へ郵送されます。

※ 投票日の投票終了時刻までに届かない場合は無効になります。

### 投票日当日までに福島市に戻る予定がある場合

#### 投票方法2 期日前投票

投票日当日に、出張や旅行などで投票所へ行けない見込みの場合は、期日前投票ができます。

投票の際は、郵送される入場券を、うら面の宣誓書（請求書）に記入のうえ、お持ちください。

※ お忘れなどの場合は、投票所の係員へ申し出てください。

日 程	会 場	時 間
1月28日(水)から 2月7日(土)まで	市民センター中2階 小ホール	午前8時30分～午後8時
※国民審査は 2月1日(日)から	コラッセふくしま2階	午前9時～午後8時
	清水、北信、飯坂、 松川、信夫、吾妻 の各支所	午前8時30分～午後6時
2月6日(金) 2月7日(土)	アオウゼ MAXふくしま4階	午前10時～午後7時

#### 投票方法3 当日投票

福島市での住所地により指定される投票所において投票ができます。

※ 投票所がご不明な場合は、お問い合わせください。